

京都市医療扶助治療材料（眼鏡）給付業務委託仕様書

1 委託業務名

京都市医療扶助治療材料（眼鏡）給付業務委託

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

3 委託場所

登録事業者の店舗所在地

4 委託業務内容

受託業者（以下「受注者」という。）は、生活保護医療扶助治療材料（眼鏡）の給付を申請した者（以下「申請者」という。）に対し、委託者京都市（以下「発注者」という。）が定める価額以下で作成した眼鏡を給付するものとする。
具体的な業務内容は次のとおりとする。

- (1) 受注
- (2) 調整
- (3) 納品・報告・請求
- (4) 情報管理
- (5) その他付随業務

5 具体的業務内容

(1) 受注

受注者は、発注者又は申請者から「治療材料給付要否意見書（兼所要経費概算見積書）」（以下「意見書」という。）の交付を受け、発注者が定める価額（別添 1）以下で所要経費概算見積を作成し、申請者を担当する区役所・支所保健福祉センター生活福祉課（以下「区生活福祉課」という。）へ送付する。

(2) 調整

受注者は、発注者又は申請者から「治療材料券」の交付を受けた後、発注者が定める価額以下で意見書の記載事項（処方箋が添付されている場合は処方箋の記載事項も含む。）を満たす眼鏡を作成のうえ、速やかに申請者に連絡して来店を求める。

(3) 納品・報告・請求

受注者は、治療材料券表面の「治療材料費請求明細書」及び「請求書」欄を記載したうえで、申請者に作成した眼鏡を交付し、治療材料券裏面の納品

確認欄に受取年月日の記入及び署名を求める。

署名後の治療材料券を区生活福祉課へ送付し、納品を報告するとともに、費用を請求する。

(4) 情報管理

本業務において扱う市民の個人情報について、その重要性に鑑み個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な事項を定めた京都市個人情報条例を遵守するとともに、以下の事項の必要性についても十分検討すること。

① 秘密の保持

業務を処理するうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

② 個人情報の適正な管理

個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置かなければならない。

③ 従業者の監督

従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報の適正な管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

④ 再委託の制限

業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

承諾を得て業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

⑤ 個人情報の目的外利用の禁止

業務の処理において取り扱う個人情報を利用の目的を超えて利用してはならない。

⑥ 個人情報の第三者提供の禁止

業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、④のただし書きにより業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

⑦ 個人情報の不正な複製等の禁止

業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

⑧ 提供した資料の返還義務

業務が完了し、その成果物を発注者に引き渡すときは、発注者が業務の処理のために提供していた個人情報が記録された資料についても、発注

者に返還しなければならない。

⑨ 事故の発生 の報告義務

業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損及び盗難等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

⑩ 損害の負担

当該契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて受注者の負担とする。ただし、損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

⑪ 契約の解除

個人情報の適正な管理及び従業者への適切な監督を行っていないときは、発注者は契約を解除することができる。

前項の規定により契約を解除したときは、発注者は受注者に損害賠償の請求を行うことがある。

契約の解除があったときは、受注者は発注者にその損失の補償を求めることができない。

6 登録事業者の変更（追加・廃止）

登録事業者に変更等があった場合は、速やかに本市に「京都市医療扶助治療材料（眼鏡）給付業務登録変更（追加・廃止）届出書」（別添2）を届け出ること。

7 その他

（1）受注者は本仕様書に定めのない事態が生じた場合は、速やかに本市と協議し、誠実に指示に従うこと。

（2）利用者に係る情報を電子データで処理する場合には、「電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書」（別添3）を遵守すること。

（3）本事業を含む予算が成立しなかった場合、事業の全部又は一部を中止することがある。